官

七条第一項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

!は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令

第

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)の一部を

次のように改正する。

御

名

御

璽

令和!

一年十月十四日

政令第三百十号

内閣総理大臣 菅

義偉

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令をここに公布

第三条の表法第十九条第一項の項を次のように改める。 法

		4第十九条第一項
は第一種感染症指定医療機関に特定感染症指定医療機関若しく	患者に	一類感染症
機関を除く。以下同じ。)に感染症指定医療機関(結核指定医療	患者 (六十五歳以上の者、呼吸器疾患者 (六十五歳以上の者、呼吸器疾患を有する者その他の厚生労働省令で定める事項を守ることに同意しつで定める事項を守ることに同意しないものに限る。第二十四条第五項、第三十七条、第三十三条、第三十五条、第三十三条、第三十五条、第三十三条第一項及び第六十三条第一項を防止する。以下同じ。)に	新型コロナウイルス感染症

(施行期日)

1 この政令は、 公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

十九条又は第二十条の規定による入院に係る同法第七十三条第二項及び第三項の規定の適用につい令」という。)第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第一この政令による改正前の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(以下「旧 十八条(第十号及び第十二号に係る部分に限る。)の規定により支弁する費用及び同令第三条においる等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五この政令の施行の日前に行われた措置に係る新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定め ては、旧令の規定は、なおその効力を有する。 て準用する同法第六十一条第二項の規定により負担する負担金については、なお従前の例による。

3

2

内閣総理大臣厚生労働大臣 田村

菅 義憲 集久 官

報

「「型」」 ファンスない 三〇厚生労働省令第百七十二号

を介和二年十月十四日 原生労働大臣 田村 憲久労働省令で定める者等を定める省令を次のように定める。 第十九条第一項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三第十九条第一項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三おいて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号) おいて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号) おいて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号) 第三条に

(準用感染症法第十九条第一項の厚生労働省令で定める者)

第一条 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第

第一条 新型コロナウイルス感染症を指定感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第第一条 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第

- 六十五歳以上の者
- 呼吸器疾患を有する者
- 由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者三 前号に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事
- 1. 五 妇婦
- 症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度であるもの報告されたものに限る。)であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。)の年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに六 現に新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二
- せる必要があると認める者
 七 前号に掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院さ
- は区長)が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者八 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又

(準用感染症法第一見が第一見が重に発動するでは)のほ(準用感染症法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項)

第

- 一 指定された期間、指定された内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること 二条 準用感染症法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする
- 指定された期間、指定された場所から外出しないこと
- 認められる事項 前二号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると

削則

(令和二年政令第三百十号)の施行の日から施行する。 この省令は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令 官

○厚生労働省令第百七十三号

のように定める。 る医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令を次 感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対す 第十二条第一項及び第十八条第二項の規定に基づき、 おいて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第三条に 及び同法を実施するため、 新型コロナウイルス

令和二年十月十四日

防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関す 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予 る省令の一部を改正する省令 厚生労働大臣 田 村

び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令(令 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及 二年厚生労働省令第九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

同令第八条第一項第一号中「一類感染症、二 同令第八条第一項第一号中「一類感染症、二 同令第八条第一項第一号中「一類感染症、二 同令第八条第一項第一号中「一類感染症、二 同令第八条第一項第一号中「一類感染症、二 同令第八条第一項第一号中「一類感染症」という。) の疑似症の患者について入院を要しない」と、 の疑似症の患者について入院を要しない」と、 の疑似症の患者について入院を要しない」と、 の疑似症の患者について入院を要しない」と、 の疑似症の患者について入院を要しない」と、 の疑似症の患者について入院を要しない」と、 の疑似症の患者について入院を要しない」と、 の疑似症の患者について入院を要しない」と、 の疑似症の患者について入院を要しない」と、 の疑似症の患者について入院を要しない」と、 の疑似症の患者について入院を要しない」と、 の疑似症の患者について入院を要しない」と、 の疑似症の患者について入院を要しない」と、 の疑似症の患者について入院を要しない」と、 の疑似症の患者について入院を要しない」と、 の疑似症の患者について入院を要しない」と、 の疑似症の患者について入院を要しない」と、	改正後
条第五項第二号中「一類感染症、二類感染症、 型コロナウイルス感染症と を第五項第二号中「一類感染症、二類感染症と 型コロナウイルス感染症」という。」と、同 型コロナウイルス感染症」という。」と、同 型コロナウイルス感染症」という。」と、同 型コロナウイルス感染症」という。」と、同 型コロナウイルス感染症」という。」と、同 型コロナウイルス感染症」という。」と、同 型コロナウイルス感染症」という。」と、同 型コロナウイルス感染症」という。」と、同 型コロナウイルス感染症」という。」と、同 型コロナウイルス感染症	改正前

ロナウイルス(令和二年一月に、 患者に対する医療に関する法律施行規則 新型コロナウイルス感染症を指定感染症と コロナウイルス感染症」という。)」と、 る能力を有することが新たに報告されたも 和国から世界保健機関に対して、 感染症」とあるのは「新型コロナウイルス 号中「一類感染症、二類感染症、三類感染 する場合においては、同令第八条第一項第 平成十年厚生省令第九十九号)の規定を準 て定める等の政令(令和二年政令第十一号) 一条の規定により感染症の予防及び感染症 限る。)であるものに限る。以下単に 四類感染症若しくは新型インフルエンザ (病原体がベータコロナウイルス属の 中華人民 人に伝染

えるものとする。 東呼吸器症候群」とあるのは「新型コロナウ 十一条第二項第三号及び第三項第一号中「中 は「新型コロナウイルス感染症」と、同令第 型コロナウイルス感染症」と、同条第五項第 フルエンザ等感染症又は新感染症」とあるの イルス感染症、中東呼吸器症候群」と読み替 一号中「一類感染症、二類感染症、 新型イン

新型インフルエンザ等感染症]とあるのは「新 類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは 読み替えるものとする。

とあるのは「新型コロナウイルス感染症」と、 新型インフルエンザ等感染症又は新感染症」 ロナウイルス感染症、中東呼吸器症候群」と 同令第十一条第二項第三号及び第三項第一号 「中東呼吸器症候群」とあるのは「新型コ

この省令は、公布の日から施行する。